



「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）に基づく行動計画について

女性が持てる能力を向上させ、男女ともに長く活躍できる職場環境を作るため、次の行動計画を策定しました。

記

1. 計画期間 : 令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
2. 定量目標

目標1

役員者のうち、女性職員の比率を15%以上とする
総合職・専任職の女性職員の比率を全女性職員の30%以上とする

<取組内容>

女性職員の職務能力の更なる向上を図り、役員者へ登用していく

- ・平成29年度からの新卒コース別採用の継続
- ・令和3年4月～ 令和2年11月に一般職で高い意識を持ってスキルを高めた職員が早期に管理職として活躍できるよう改正した職能資格制度の積極的な活用を周知
- ・令和3年6月～ 所属長個別面談、フィードバックを通じ対象者の意識付け、双方向のコミュニケーションを強化
- ・令和3年7月～ 人事部臨店で行動計画の周知、徹底を実施
- ・令和3年12月～ 所属長による面談、コース転換者の確認

目標2

男性職員の平均勤続年数に対する女性職員の平均勤続年数の割合を70%以上とする

<取組内容>

職員が持てる能力を発揮し、働きがいのある職場環境を整備する

- ・令和3年4月～ 店頭強化プロジェクトの継続によるホスピタリティの強化
- ・令和3年5月～ 階層別・職務別研修の実施
- ・令和3年6月～ プラチナくるみん認定の継続
「両立支援のひろば」への公表、取組状況の確認
- ・令和3年10月～ 「健康経営優良法人認定制度」健康経営度調査の提出
ホワイト500認定の継続